

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業について、設計・施工一括発注公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和2年4月3日

寒川町長 木村俊雄

1. 事業名称

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業

2. 事業内容

(仮称) 寒川町フラットパークの整備 (設計・施工一括発注)

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括受注者を募集します
(公募型プロポーザル方式)

1. 事業名称

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業

2. 履行期間

契約締結の日から令和3年1月31日まで

3. 事業内容

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項及び(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書のとおり

4. 添付資料

- (1) 事業者募集要項
- (2) 提出書類作成要領(様式集)
- (3) 審査基準表
- (4) 要求水準書
- (5) 図面1 位置図
- (6) 図面2 案内図
- (7) 図面3 敷地図

5. 担当部署

担当 寒川町 健康子ども部 健康・スポーツ課 大山

住所 〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

電話 0467-74-1111 内線265

ファクシミリ 0467-74-9141

Eメール sports@town.samukawa.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

事業者募集要項

令和2年4月

寒川町

目次

1	趣旨及び目的	1
2	業務概要	1
3	受注者の業務範囲	1
4	実施スケジュール	3
5	参加資格	3
6	本募集要項等に対する質疑	5
7	提出書類の作成及び提出	5
8	審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定	8
9	契約に関する基本的な考え方	8
10	技術提案の責任の所在、取扱い等	9
11	提出書類の取扱い	10
12	契約の変更	11
13	その他	11
14	別記 審査基準	12
15	別記 リスク分担表	15
16	発注者及び事務局	16

1 趣旨及び目的

令和2年2月に策定した「スポーツを取り巻く新たな環境整備に関する基本方針」に基づき（仮称）寒川町フラットパークの整備を行うこととした。

若者や家族連れが集いBMXフラットランドを楽しめる場として、また、ワールドクラスの上級者でも十分に楽しめる場として、更には、健康寿命の延伸に寄与するとともに、幅広い年齢層の方々が気軽に交流できる魅力ある施設として、整備するものである。

地域のランドマークを意識し、2024年のパリオリンピックに向けて、さらに注目の集まるBMXフラットランドの躍動感や解放感を施設のコンセプトとする。

フラットパーク整備に係る設計及び工事施工を一括して発注するにあたり、「（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書」に示す内容に加え、本町の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、優先交渉権者を選定することを目的とする。

2 業務概要

（1）業務名 （仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工業務

（2）敷地概要

- ①建設地 寒川町宮山 144-1
- ②敷地面積 1,604 m²
- ③用途地域等 第一種住居地域 第1種高度地区
- ④建ぺい率 60%
- ⑤容積率 200%

（3）施設概要

- ①延床面積 720 m²以上
- ②構造種別 平屋建て（建物の構造は事業者の提案による）
- ③外構 駐輪場、エントランス、構内通路等

3 受注者の業務範囲

本事業を受注する設計、工事監理及び施工の業務範囲は、それぞれ次のとおりとする。なお、業務の詳細については、(仮称)寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書に記載するものとする。

(1) 設計業務

- ① 施設の設計
- ② 地質調査、用地測量、その他施設の整備に必要な各種調査
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 工事監理業務

- ① 工事の施工監理
- ② 施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 建設工事

- ① 施設の建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、備品調達・設置業務
- ② 近隣対策・対応
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他関連業務（上記に関連する業務、オープニングイベント等への協力（音響、照明、運営に向けての稼働確認等を想定）など、これらを実施する上で必要な関連業務）

(4) 提案上限額 150,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

上記には、設計費、建設工事費、工事監理費、地質調査、用地測量等、その他施設の整備に必要な各種調査、建築確認、構造計算適合性判定等の申請手数料を含む。

(5) 履行期限

受注者は、令和3年1月末日までの期間内で、かつプロポーザルに提出された事業工程表の完了時期までに施設を完成（検査含む）させるものとする。なお、事業者の責任による履行期間の延長に係る交渉、協議は行わない。

(6) その他

本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。また、現場説明会も実施しないので、現場への立ち入りを希望する場合は事前に事務局へ連絡すること。なお、立ち入りについては、令和2年4月3日（金）から4月9日（木）までの間で、事務局と日程の調整を行うこと。

4 実施スケジュール

令和2年4月 3日（金）	公告、参加表明書・技術提案書・質問受付開始
令和2年4月10日（金）	質問受付締切
令和2年4月16日（木）	質問回答
令和2年4月22日（水）	参加表明書受付締切
令和2年4月24日（金）	第1次審査結果通知
令和2年5月13日（水）	技術提案書受付締切
令和2年5月中旬	第2次審査実施
令和2年5月下旬	選定事業者（優先交渉権者）及び次点決定
令和2年5月下旬	仮契約の締結
令和2年6月	本契約の締結（6月議会議決案件）

※時期は予定であり、状況によって前後することがある。

5 参加資格

（1）基本的要件

- ① 参加者は複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）又は単独の企業とする。
- ② コンソーシアム（企業連合）の構成員は、設計業務を担当する者、工事監理業務を担当する者及び建設工事の施工を担当する者からなるものとする。
- ③ コンソーシアム（企業連合）の代表者には、建設工事の施工を担当する者を充てるものとする。
- ④ コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- ⑤ コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員と資本面若しくは人事面において密接な関連がないこと。

（2）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がなされている者
- ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされている者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項から第6項まで

に該当する団体又は団体に属する者

- ⑤ 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング実施日までにかながわ電子入札共同システムで寒川町に登録が完了又は仮契約日までに登録手続き中であること。
- ⑥ 公告日から契約日までの間、寒川町の指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ⑨ 当該業務に関するノウハウや関連事業についての知見及び実績を有し、その達成及び遂行に必要な組織、人員を有していること。

(3) 設計者又は工事監理者の参加資格要件

設計業務又は工事監理業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法第 23 条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 設計企業の代表構成員（設計企業が単体企業の場合はその単体企業）は、公告日前 10 年の間で観客席 120 席以上又は延床面積 600 ㎡以上の「同種施設・類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計の実績があること。
- ③ 工事監理企業の代表構成員（工事監理企業が単体企業の場合はその単体企業）は、公告日前 10 年の間で観客席 120 席以上又は延床面積 600 ㎡以上の「同種施設・類似施設」の新築又は増改築工事に係る工事監理実績があること。
- ④ 配置予定の監理技術者は、公告日において、設計企業に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。
- ⑤ 配置予定の工事監理者は、公告日において、工事監理企業に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者。

(4) 施工者の参加資格要件

施工業務に従事する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法第 3 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建築一式工事における経営事項審査の総合評定値（P 点）が 730 点又は寒川町等級格付 B ランク以上の者。
- ③ 公告日前 5 年間の間で観客席 120 席以上又は延床面積 600 ㎡以上の「同種施設・類似施設」の新築又は増改築工事を受注したことがある者。
- ④ 配置予定の監理技術者は、公告日において、施工企業に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該工事に専任で配置できる者。
- ⑤ 配置予定の監理技術者は、観客席 120 席以上又は延床面積 600 ㎡以上の建設工

事において主任技術者又は監理技術者として従事した実績を有する者。

- ⑥ 建設業法第 70 条第 2 号に規定されている営業所における専任の技術者は、監理技術者になることができない。

6 本募集要項等に対する質疑

(1) 質問の提出

① 提出期間

令和 2 年 4 月 3 日（金）から令和 2 年 4 月 10 日（金）まで

② 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式 1-1）を事務局へ電子メールにより送信する。（口頭、電話、ファクシミリ等による質問は受け付けない。）また、電話で電子メールの受信の確認をすること。

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、「令和 2 年 4 月 16 日（木）」にホームページにおいて公表するものとし、質問に対する回答をもって、募集要項等の補完、追加、修正とする。なお、回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

7 提出書類の作成及び提出

提出書類は（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領（資料 1）に従い作成し、以下により提出する。

提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、町が審査上必要として求めたもの又はやむを得ないものとして認めたものについてはこの限りではない

(1) 参加表明書等の提出

① 提出部数：正 1 部、副 1 部

② 提出書類

様式	名 称	備 考
2-1	参加表明書	技術提案書提出前に提出
2-2	委任状	企業連合代表者への権限の委任
2-3	企業連合概要表	企業連合で参加の場合のみ提出

2-4	企業連合連絡先一覧	企業連合で参加の場合のみ提出
2-5	設計者又は工事監理者に関する資格確認調書	企業、業務実績、配置予定技術者等の要件等の確認
2-6	施工者に関する資格確認調書	
—	納税証明書（発行の日から3箇月以内のもの） ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3） ・「法人事業税」	全ての構成員分提出

③ 提出期間

令和2年4月3日（金）から令和2年4月22日（水）まで
（受付時間：開庁日の9時から17時まで）

④ 提出方法

事務局に持参又は郵便（簡易書留又は書留）により提出すること。（郵送の際は、期日必着とする。）

⑤ 提出後、本業務への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。
なお、様式は任意とする。

（2） 技術提案書等提出

① 提出部数：正1部、副1部

② 提出書類

様式	名 称	備 考
3-1	技術提案書提出書	—
3-2	価格提案書	—
3-3	価格提案内訳書	設計、工事、工事監理毎に作成する。
3-4	事業計画に関する提案書 （A4版2枚以内）	事業実施体制、行程計画上の工夫、地域力の活用、リスク管理計画等についての提案を記載
3-5	施設計画に関する提案書 （A4版2枚以内）	計画コンセプト、配置計画、施設計画、景観計画、魅力的なパークとしての創意工夫、住環境への配慮、環境負荷低減・ライフサイクルコストの低減等についての提案を記載
3-6	事業工程表	—
3-7	建築計画概要表	提案建物の諸元等

4-1	設計図書（表紙）	—
4-2	全体配置図 （縮尺：任意）	施設、外構及び周辺道路を図示すること
4-3	平面図 （縮尺：1/200）	・施設の各階平面図を図示すること ・平面図には室名・床面積を記載すること ・壁については、各室の界壁が提示されていればよい
4-4	断面図 （縮尺：1/200）	・断面位置は任意とし、2面以上とする ・切断位置が分かるようキープランをつけること ・断面図には床面積を記載する必要はない ・壁については、各室の界壁が提示されていればよい ・高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法第56条の規定を満たしていることを表すこと
4-5	立面図 （縮尺：1/200）	2面以上とする
4-6	イメージパース （A3）	外観一式 内観一式

③ 提出期間

令和2年4月3日（金）から令和2年5月13日（水）

④ 提出方法

事務局に持参又は郵送（簡易書留又は書留）により提出すること。（郵送の際は、期日必着とする。）

（3） 作成要領

- ① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- ② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。
- ③ 参加表明書（様式1-1）を1頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。
- ④ 重複して参加表明書を提出しないこと。

8 審査及び選定事業者（優先交渉権者）等の選定

（１）審査体制

選定に係る審査は、別に定める（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査要領により設置された審査委員会が行う。

審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。

（２）審査方法

審査は一次審査と、二次審査の２段階で実施する。

（３）一次審査

- ① 一次審査は、参加者の構成及び資格要件の適格審査を行う。
- ② 要件を満たしていない場合は、失格とする。
- ③ 一次審査の結果は、参加表明書を提出した者に対して４月２４日（金）に通知する。結果書類を封書にて送付、及び電子メールにて通知するとともに、一次選定者に対しては技術提案書提出要請書を発送する。

（４）二次審査

- ① 技術提案書の内容説明（プレゼンテーション）及び選考委員からの質疑応答（ヒアリング）を実施した上で技術提案書、プレゼンテーション結果等を参考に中立かつ公正に別記の審査基準に基づき審査を実施する。
- ② 各選定委員の評価点の合計が最も高く優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定し、次に優れた提案を行った者を次点者として１者選定する。
- ③ 総合評価点が５割に満たない者は優先交渉権者及び次点者として選定しない。
- ④ 応募者が１者の場合でも提案内容が審査により５割以上を獲得した場合には、その者を優先交渉権者とする。
- ⑤ 審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに、優先交渉権者及び次点者を公表する。なお、電話による結果の回答は行わない。

9 契約に関する基本的な考え方

（１）契約内容についての協議

優先交渉権者は、速やかに発注者と技術提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書（科目別内訳書相当）を提出する。発注者は、提案内容の見積書をもとに、優先交渉権者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき契約を締結す

る。なお、契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額を超えないものとする。ただし、発注者との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

(2) 契約書の作成

契約書は、発注者と協議の上、優先交渉権者が作成する。

(3) 仮契約及び契約の締結

発注者は、優先交渉権者と協議を整え、令和2年5月に仮契約の締結を予定している。仮契約は、町議会における契約の議決を経て本契約となるが、町議会への議案提案は、令和2年6月を予定している。

なお、仮契約期間中において、受注者の都合や不正行為等の重大な事由により、本契約が締結できなくなった場合、優先交渉権者は、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を支払うこととする。

(4) 次点者との協議

発注者は、優先交渉権者との契約内容に関する協議が不調となり契約締結が不可能と判断した場合は、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結するものとする。

(5) 契約保証金

契約保証金の納付を行うこと。有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上とする。

(6) 募集及び契約締結に伴う費用負担

応募にかかる費用及び契約締結にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(7) 支払条件

本業務の支払いは、原則として業務終了後とする。

10 技術提案の責任の所在、取扱い等

(1) 技術提案の責任の所在

事業者は、要求水準書及び提出した技術提案書に基づき、業務を実施しなければならない。

(2) 技術提案の取扱い、措置等

- ① 本業務に係る技術提案の内容において、虚偽の記載など明らかに悪質な行為があったことが判明した場合には、町の規定に基づき優先交渉権者としての選定を取り消すことがある。なお、町の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他

の入札参加資格者名簿に登録されていない事業者についても同様に取り扱う。

- ② 技術提案の内容が達成されなかったときは、事業者の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。
- ③ 技術提案の内容が達成されなかった場合の違約金相当額の計算方法
＝契約金額(税抜き)×(1－履行できない提案を控除した場合の評価点／契約時の評価点)
注) 小数点以下第4位未満を切り捨てとし、違約金相当額は1円未満を切り捨てる

11 提出資料の取扱い

(1) 参加表明書、技術提案書の無効等

- ① 虚偽の内容が記載されている参加表明書、技術提案書は無効とし、提出要請者としての通知及び優先交渉権者の選定についてはこれを取り消すとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- ② 参加表明書、技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 所定の様式に示す条件に適合しないもの
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - カ 他社の提案を盗用したもの

(2) 資料の取扱い等

- ① 本手続のために提出された資料は返却しない
- ② 本手続のために提出された資料は、本手続以外に参加者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、参加者に確認の上、参加者の権利、利益等を損なうおそれのある部分を除き、公表することがある。
- ③ 本手続のために提出された資料の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町は、本事業の公表及びその他町が必要と認める場合、提案者の一部又は全部を無償で利用できるものとする。また、本手続に係る作業の範囲内において複製を作成し、審査員等に提供することがある。
- ④ 本手続及び本業務に関して参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案

権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。参加者は、当該資料が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

- ⑤ 採用する技術提案書等の使用権は、町に帰属するものとする。

12 契約の変更

（１）契約額の変更

契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際、リスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。

なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、町と受注者が協議の上、対応するものとする。

（２）完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、発注者側のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

13 その他

- （１）配置予定技術者は、病休、退職等極めて特別な場合を除き変更できないものとする。

- （２）参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

- （３）町は、選定事業者の案の公表など本事業に関する報告、広報、周知の目的以外には、提案書類その他の公表は行わないものとする。

ただし、情報公開の請求により開示する場合がある。

- （４）その他の詳細については、仮契約時に町及び受注者により誠意をもって協議するものとする。

(1) 一次審査

募集要項に示す参加者の構成及び資格要件を満たしていることを確認する。

(2) 二次審査

二次審査は、提案事業者への非公開ヒアリングとして、プレゼンテーション 30 分及び質疑応答 10 分（時間は予定であるので、前後する場合がある。）を行い、以下に示す評価方法、評価項目を基に、定性的事項の審査（160 点）、定量的事項の審査（40 点）の計 200 点を満点とした上で、委員の評価点の合計により評価する。

プレゼンテーションに使用できる資料は、提案書、パワーポイント、模型等とする
パワーポイントを使用する場合は、スクリーンと電源コンセントは本町で用意するが、それ以外の必要な機材は参加者が用意すること。

①定性的事項の審査（事業計画等に関する技術提案審査）（160 点）

定性的事項の審査は、ア～ウに示す全ての評価項目において基準配点に以下の評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。

評価区分		配点比率
A	特に優れている	当該項目の配点×100%
B	優れている	当該項目の配点×80%
C	満たしている	当該項目の配点×60%
D	劣っている	当該項目の配点×40%
E	とても劣っている	当該項目の配点×20%

ア 事業計画に関する評価（配点：40 点）

評価項目	評価の視点	基準配点
事業実施体制に関する評価	・事業の実施体制・構成員の役割の適正性 ・技術者の能力、配置の適切性 ・地域力の活用（地元経済の貢献に繋がる具体的な提案）	15
事業工程計画に関する評価	・提案した工程や期間での業務の実効性 ・事業全体の工期を短縮する工夫（各種調査・許認可、施設の設計・各種申請、建設等全ての工期を含む）	10

リスク管理計画に関する評価	・リスク回避上の工夫 ・事業全体における、リスク発生時のバックアップ体制 ・その他リスク管理計画上の配慮した点	15
---------------	---	----

イ 施設計画に関する評価（配点：100 点）

評価項目	評価の視点	基準配点
全体配置計画に関する評価	・施設等の配置の適切性 ・動線計画の適切性 ・周辺地域との調和に配慮した点	15
施設等のデザインに関する評価	・デザインコンセプトの適切性 ・空間デザインの適切性	10
利用者視点に立った諸室配置に関する評価	・室内動線計画の適切性 ・混雑緩和に配慮した点 ・収容人数に応じた諸室配置計画の適切性	15
フラットパークの魅力に関する評価	・ステージエリアや観覧エリアの関連設備に配慮した点	10
防犯性・安全性に関する評価	・防犯対策の適切性 ・安全対策の適切性	10
経済性への配慮に関する評価	・施設、設備の維持管理に配慮した点 ・内装、外装の維持管理に配慮した点 ・什器備品の維持管理に配慮した点	15
環境への配慮に関する評価	・周辺環境を活用した計画の適切性 ・省エネルギー対応に配慮した点	10
ユニバーサルデザインに関する評価	・バリアフリー計画の適切性 ・移動の案内性に配慮した点	10
その他	・その他独自に配慮した点	5

ウ プレゼンテーションに関する評価（配点：20 点）

評価項目	評価の視点	基準配点
プレゼンテーションに関する評価	・事業の理解度 ・業務への取組意欲 ・提案の説明能力 ・対応能力	20

②定量的事項の審査（実績、見積価格に関する審査）

（40 点）

ア 類似施設、同種施設等の設計及び施工の実績

設計の実績

- ・ 観客席 120 以上又は 600 m²以上で複数の実績 10 点
- ・ 観客席 120 以上又は 600 m²以上の実績 8 点

施工の実績

- ・ 観客席 120 以上又は 600 m²以上で複数の実績 10 点
- ・ 観客席 120 以上又は 600 m²以上の実績 8 点

イ 価格提案書に記載された金額について、以下に示す算定方法で配点を行う。

価格評価点 = (全参加者の最低価格 / 当該参加者の提案価格) × 20 点

※計算結果は、少数第 2 位まで (第 3 位を四捨五入) とする。

(3) 選定事業者 (優先交渉権者) 及び次点の選定方法

定性的事項の審査と定量的事項の審査による総評価点の 5 割以上の者の中で最高得点の者を、最も優れた提案を行った選定事業者 (優先交渉権者) として選定するとともに、次に高得点の者を次点として選定する。

なお、最高得点が複数ある場合は、定性的事項の審査についての得点が上位の者を選定事業者 (優先交渉権者) として選定する。さらに定性的事項の得点と同じ場合は、ランク A (B) の項目が多い者を選定事業者 (優先交渉権者) として選定する。

ただし、二次審査において、全審査員を通じて評価ランク D 以下の項目が 2 つ以上、又は、ランク E の項目が 1 つ以上ある場合は、総評価点が高くとも、選定しない場合がある。

15 別記 リスク分担表

別記 リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因	リスク分担先	
			発注者	受注者
技術条件	工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		●
	その他	施工方法に関する技術提案等		●
自然条件	湧水・地下水	予見不可能な湧き水の発生に対する地下水位の影響等	●	
		上記以外		●
	作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペースの制約		●
	気象	雨、雪、風、気温等の影響		●
	その他	自然環境への配慮等		●
社会条件	地中障害物	与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	●	
		上記以外		●
	近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		●
	騒音・振動・大気	周辺住民に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		●
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮		●
	作業用道路	生活道路を利用して資機材搬入等の工事用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		●
	作業用ヤード	建用地外での別途ヤード確保		●
	建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		●
	その他	上記にあげるもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		●
マネジメント特性	住民対応	近隣住民への対応		●
	関係機関対応	関係行政機関等との調整		●

	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応 (工法変更等に伴うものを含む)		●
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ (高い品質管理精度の要求等を含む)		●
	安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		●
	その他	災害時の応急復旧等		●
その他	不可抗力	災害 (地震、豪雨、豪雪等) の発生	●	
	人為的なミス	設計のミス、積算の誤り		●
	法律基準等の改正	条例や法規の改正による設計変更、 基準や指針改正による設計変更、税 制改正による工事費の変更	●	
	文化財保護法第 94 条に基づく通知			●
	物価変動	プロポーザル公告時点から工事契約 時点までの資材・労務費の変動	●	●

※リスク分担先が発注者及び受注者の両方となっている事項の分担割合は、両者の協議による。

※このリスク分担項目にないものは、両者が協議して定める。

16 発注者及び事務局

(1) 発注者 寒川町

(2) 事務局 寒川町健康子ども部健康・スポーツ課スポーツ推進担当

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL : 0467-74-1111

FAX : 0467-74-9141

E-mail : sports@town.samukawa.kanagawa.jp

(仮称) 寒川町フラットパーク
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

提出書類作成要領
(様式集)

令和2年4月

寒川町

（仮称）寒川町フラットパーク整備事業 設計・施工一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領

第1 総則

（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）は、本プロポーザルの実施に当たり、参加者が提出書類を作成するために必要な事項及び様式等を示したものである。

なお、この提出書類作成要領は、（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項（以下「募集要項」という。）その他本町が本事業に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

第2 提出書類の作成要領

1 提出書類の作成について

- （1）参加者は、提出書類作成要領の第3に定める様式を用い、以下の事項及び各様式にある注意書きに従い提出書類を作成すること。
- （2）提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

2 提出書類の体裁について

- （1）技術提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。また必要に応じて、着色や図表・イラスト、概念図等を用いても差し支えない。
- （2）技術提案書等に記載する文字フォントの大きさは原則として10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りではない。
- （3）技術提案書等の余白は、左側（綴じ代側）は20mm以上、その他は15mm以上の余白を設けること。ただし、様式番号、ページ番号等についてはこの限りではない。
- （4）技術提案書等は原則としてA4版、縦使いとして、左側綴じとすること。（図面等においてA3版を用いる場合は、横使いとしてA4版にして綴じ込むこと。）

3 提出書類の順番について

- （1）それぞれ様式番号順に綴じること。
- （2）様式の注意書きで添付書類を求めている場合は、それぞれの様式の直後に添付すること。

4 参加者を特定できる記載事項の禁止等について

- （1）提出書類の様式3-4～3-7及び添付図面等の作成に当たっては、審査の客観性を確保するため、参加者（構成員を含む。）を特定できるような表示（企業名等）は一切付さないこと。
- （2）様式及び本町が指定する添付資料以外の記載、添付があった場合には、その記載、添付は評価対象から除くとともに、悪質と判断される場合には、関連する評価項目の得点は0点とすることがある。

第3 提出書類様式集

1 募集要項等の質問に関する書類

様式	名 称	備 考
1-1	募集要項等に関する質問書	必要に応じて

2 応募資格の適格審査に関する提出書類（正1部、副1部）

様式	名 称	備 考
2-1	参加表明書	技術提案書提出前に提出
2-2	委任状	企業連合代表者への権限の委任
2-3	企業連合概要表	企業連合で参加の場合のみ提出
2-4	企業連合連絡先一覧	企業連合で参加の場合のみ提出
2-5	設計者又は工事監理者に関する資格確認調書	企業、業務実績、配置予定技術者等の要件等の確認
2-6	施工者に関する資格確認調書	
—	納税証明書（発行の日から3箇月以内のもの） ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明（その3の3） ・「法人事業税」	全ての構成員分提出

3 技術提案書（正1部、副1部）

様式	名 称	備 考
3-1	技術提案書提出書	—
3-2	価格提案書	—
3-3	価格提案内訳書	設計、工事、工事監理毎に作成する。
3-4	事業計画に関する提案書（A4版2枚以内）	事業実施体制、行程計画上の工夫、地域力の活用、リスク管理計画等についての提案を記載
3-5	施設計画に関する提案書（A4版2枚以内）	計画コンセプト、配置計画、施設計画、景観計画、魅力的なパークとしての創意工夫、住環境への配慮、環境負荷低減・ライフサイクルコストの低減等についての提案を記載
3-6	事業工程表	—
3-7	建築計画概要表	提案建物の諸元等

4-1	設計図書（表紙）	—
4-2	全体配置図（縮尺：任意）	施設、外構及び周辺道路を図示すること
4-3	平面図（縮尺：1/200）	・施設の各階平面図を図示すること ・平面図には室名・床面積を記載すること ・壁については、各室の界壁が提示されていればよい
4-4	断面図（縮尺：1/200）	・断面位置は任意とし、2 面以上とする ・切断位置が分かるようキープランをつけること ・断面図には床面積を記載する必要はない ・壁については、各室の界壁が提示されていればよい ・高さ、敷地断面や敷地外からの斜線制限を記入し、建築基準法第 56 条の規定を満たしていることを表すこと
4-5	立面図（縮尺：1/200）	2 面以上とする
4-6	イメージパース （A3）	外観一式 内観一式

(あて先) 寒川町長

募集要項等に関する質問書

「(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業」の募集要項等に関して、質問がありますので本紙を提出します。

提出者	会社名	:
	所在地	:
	担当者名	:
	所属	:
	電話番号	:
	FAX 番号	:
	電子メール	:
該当箇所	図書名	:
	ページ	:
	項目	:
質問の内容		

注 1) 受付期間：令和 2 年 4 月 3 日（金）～令和 2 年 4 月 10 日（金）午後 5 時 <必着>
注 2) この様式を添付ファイルとして、下記メールアドレスあてに送信してください。
注 3) 質問及びその回答は、4 月 16 日（木）16 時までに、寒川町ホームページ上で公開します。

○送信先メールアドレス：sports@town.samukawa.kanagawa.jp
(担当部局：寒川町健康子ども部健康・スポーツ課)
○メールのタイトル「プロポーザルに関する質問（事業者名）」

(様式 2-1)

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(あて先) 寒川町長

「(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業」について、プロポーザルに参加することを表明します。

また、参加表明にあたり(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項「5 参加資格要件」を満たしていることを確約します。

提出者(代表企業)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

印

連絡担当者

所 属 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

(携帯電話等※) :

F A X 番 号 :

E - m a i l :

(参加者構成区分 : ☐ コンソーシアム ☐ 単独企業)

注1) 連絡担当者の「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注2) 受付期間 : 令和2年4月3日(金) ~ 令和2年4月22日(水) 午後5時<必着>

注3) プロポーザルの参加可否の連絡は、4月24日(金)に結果書類を封書にて送付、及び電子メールで通知します。

注4) 参加の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

令和 年 月 日

委 任 状

(あて先) 寒川町長

構成企業

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

構成企業

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

私たちは、下記のものに「(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業」のプロポーザルに関し、次の権限を委任します。

記

代表企業 (施工者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

委任事項

- 1 応募書類等の提出について
- 2 ヒアリング等について

注 1) 次の書類を添付すること。

- ・参加全企業の商業登記簿謄本 (又は現在事項全部証明書) (発行日から 3 ヶ月以内のもの)
- ・参加全企業の印鑑登録証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの)

注 2) 本様式は、コンソーシアムにより参加する場合にのみ作成すること。(単独企業は不要。)

(様式 2-3)

企業連合概要表

1 代表企業（施工者）

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

2 構成企業（設計者）

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

3 構成企業（工事監理者）

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

注1）代表企業（施工者）を含む全ての構成企業について記載すること。

注2）設計者と工事監理者が同一の場合は、「3 構成企業（工事監理者）」欄は「同上」と記載すれば足り、記入押印は求めない。

注3）本様式は、コンソーシアムにより参加する場合にのみ作成すること。（単独企業は不要。）

(様式 2-4)

企業連合連絡先一覧

代表企業 (施工者)	商号又は名称	
	担 当 者 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メールアドレス	
構成企業 (設計者)	商号又は名称	
	担 当 者 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メールアドレス	
構成企業 (工事監理 者)	商号又は名称	
	担 当 者 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メールアドレス	

注1) 本様式は、コンソーシアムにより参加する場合にのみ作成すること。(単独企業は不要。)

設計者又は工事監理者に関する資格確認調書

(設計者・工事監理者)

1 基本要件

商号又は名称			
建築士事務所 登録	級別		適・否
	登録番号		
建築士在籍人数	一級		—
	二級		

2 企業の（設計業務・工事監理業務）の実績

施設名		適・否
業務名		
建築場所		
最終契約額		
発注者		
履行期間	年 月 日～ 年 月 日	
構造		
延床面積		
業務概要		
施設名		適・否
業務名		
建築場所		
最終契約額		
発注者		
履行期間	年 月 日～ 年 月 日	
構造		
延床面積		
業務概要		

注1) 実績欄には、公告日前10年の間で観客席120席以上又は延床面積600㎡以上の「同種施設・類似施設」の新築又は増改築工事に係る設計業務及び工事監理業務の実績について記載すること。

注2) 次の証明書類を添付すること。

企業の業務実績等の証明書類（次のいずれかを添付）

- ・パブディスの写し
- ・契約書の写し（業務名、履行機関、最終契約額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）
- ・業務内容が確認できる資料の写し（客観性をもって必要条件を確認できる部分）

(様式 2-5)

3 予定管理技術者の資格・業務経験

技術者氏名		生年月日		
雇入れ年月日	年 月 日 (直近の雇入れ年月日を記載すること。)		適・否	
所属・役職				
保有資格 (名称・取得年月日・登録番号)	資格名	取得年月日		登録番号

注) 配置予定技術者の資格等の証明書類を添付すること。

- ・雇入れ年月日を証明できる資料の写し
- ・資格の取得状況を証明できる資料の写し

(様式2-5)

4 予定工事監理者の資格・業務経験

技術者氏名		生年月日		
雇入れ年月日	年 月 日 (直近の雇入れ年月日を記載すること。)		適・否	
所属・役職				
保有資格 (名称・取得年月日・登録番号)	資格名	取得年月日		登録番号

注) 配置予定技術者の資格等の証明書類を添付すること。

- ・雇入れ年月日を証明できる資料の写し
- ・資格の取得状況を証明できる資料の写し

(様式 2-6)

施工者に関する資格確認調書

1 基本要件

商 号 又 は 名 称			
建 設 業 許 可	業 種		適 ・ 否
	許 可 番 号		
建 設 工 事 等 請 負 資 格	許 可 業 種		
	等 級 区 分		

2 企業の施工実績

工 事 名			適 ・ 否
工 事 場 所			
最 終 請 負 額			
発 注 者			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受 注 形 態 等			
構 造			
延 床 面 積			
工 事 概 要			
工 事 名			適 ・ 否
工 事 場 所			
最 終 請 負 額			
発 注 者			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受 注 形 態 等			
構 造			
延 床 面 積			
工 事 概 要			

注 1) 実績欄には、公告日前5年の間で観客席120席以上又は延床面積600㎡以上の「同種施設・類似施設」の新築又は増改築工事の施工実績について記載すること。

注 2) 次の証明書類を添付すること。

企業の工事实績等の証明書類（次のいずれかを添付）

- ・ コリンズの写し
- ・ 契約書の写し（業務名、履行機関、最終契約額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）
- ・ 業務内容が確認できる資料の写し（客観性をもって必要条件を確認できる部分）

(様式 2-6)

3 配置予定監理技術者の資格・施工経験

技 術 者 氏 名		生 年 月 日	
今 回 従 事 役 職		主任技術者 ・ 監理技術者	
雇 入 れ 年 月 日		年 月 日 (直近の雇入れ年月日を記載すること。)	
資 格 (名称・取得年月日・登録番号)		適・否	
施 工 経 験	工 事 名		
	従 事 役 職	主任技術者 ・ 監理技術者	
	工 事 場 所		
	最 終 請 負 額		
	発 注 者		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	
	受 注 形 態 等		
	従 事 役 職		
	従 事 期 間		
	延 床 面 積		
工 事 概 要			
経營業務管理責任者 又は営業専任技術者 該 当 の 有 無		有 ・ 無	
		—	

注 1) 施工経験欄には、観客席120席以上又は延床面積600㎡以上の建設工事において主任技術者又は監理技術者として従事した実績について記載すること。

注 2) 次の証明書類を添付すること。

配置予定技術者の資格等の証明書類

- ・雇入れ年月日を証明できる資料の写し
- ・資格の取得状況を証明できる資料の写し

配置予定技術者の工事の実績等の証明書類 (次のいずれかを添付)

- ・コリンズの写し
- ・契約書の写し (業務名、履行機関、最終契約額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分)
- ・業務内容が確認できる資料の写し (客観性をもって必要条件を確認できる部分)

【作成上の留意事項 (共通)】

全ての構成員について、別葉で作成すること。

適否欄については募集要項等に定める「資格要件」への適否について記載すること。

(様式 3-1)

技術提案書提出書

令和 年 月 日

(あて先) 寒川町長

提出者 (代表企業)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 氏 名 :

印

連絡担当者

所 属 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

(携帯電話等※) :

F A X 番 号 :

E - m a i l :

「(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業」の募集要項に基づき別添のとおり技術提案書を提出します。

注 1) 連絡担当者の「携帯電話等」欄には、休日等においても連絡可能な番号を記載すること。

注 2) 受付期間 : 令和 2 年 4 月 27 日 (月) ~ 令和 2 年 5 月 13 日 (水) 午後 5 時<必着>

注 3) 提出する際は、事前に来庁日時を事務局と調整の上、事務局へ持参すること

工事監理費価格提案書

(あて先) 寒川町長

工事監理者

所在地:

商号又は名称:

代表者氏名: 印

「(仮称)寒川町フラットパーク整備事業」について、募集要項等を承知の上、見積りします。

1. 件名

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業

2. 提案金額（工事監理費）

[illegible]

(様式 3-3)

価格提案内訳書

所在地：
商号又は名称：
代表者氏名：印

項 目	数量	単位	金額（円）	備考
合計				(消費税込)

注 1）内訳書について、参加者の提案に応じた内容で記載すること。
注 2）欄が不足する場合は適宜欄を追加すること。

事業計画に関する提案書

※以下の項目を考慮し作成すること。

①事業実施体制

- ・事業の実施体制・構成員の役割について
- ・技術者の能力、配置について
- ・地域力の活用について（地元経済の貢献に繋がる具体的な提案）

②事業工程計画

- ・提案した工程や期間での業務の実効性について
- ・事業全体の工期を短縮する工夫について

③リスク管理計画

- ・リスク回避上の工夫について
- ・リスク発生時のバックアップ体制について
- ・その他リスク管理計画上の配慮事項について

④その他配慮事項

- ・その他事業計画上の配慮事項について

※A4版2枚以内で記載すること

施設計画に関する提案書

※以下の項目を考慮し作成すること。

- ①全体配置計画
 - ・施設等の配置について
 - ・動線計画について
 - ・周辺地域との調和について
- ②施設等のデザイン
 - ・デザインコンセプトについて
 - ・空間デザインについて
- ③利用者視点に立った諸室
 - ・室内動線計画について
 - ・混雑緩和について
 - ・収容人数に応じた諸室配置計画について
- ④フラットパークの魅力
 - ・ステージエリアや観覧エリアの関連設備に配慮した点について
- ⑤防犯性・安全性
 - ・防犯対策について
 - ・安全対策について
- ⑥経済性
 - ・施設、設備の維持管理について
 - ・内装、外装の維持管理について
 - ・什器備品の維持管理について
- ⑦環境
 - ・周辺環境を活用した計画について
 - ・省エネルギー対応について
- ⑧ユニバーサルデザイン
 - ・バリアフリー計画について
 - ・移動の案内性について
- ⑨その他配慮事項
 - ・その他施設計画上の配慮事項について

※A4版4枚以内で記載すること

(様式 3-6)

事業工程表

項目	年月	令和 年度										
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
測量・調査												
実施設計												
地質調査												
建築基準法48条た だし書申請												
確認申請												
性能評価												
工事施工												
工事監理												
検査・引渡し												

注1) 各項目の実施期間を実線で明示してください。又、各種申請、検査、工事着手、完了時期等を明示すること。

注2) 各項目は例示であり、適宜欄を追加し、参加者の提案に応じた内容とすること。

注3) A4版又はA3版横1枚に整理すること。

(様式 3-7)

建築計画概要表

■ 全体概要

敷地面積	m ²	最高の高さ	m
建築面積	m ²	建ぺい率	%
延べ床面積※ ¹	m ²	容積率	%

※延べ床面積は、建築基準法第 52 条第 1 項に規定する容積率の算定の基礎となる面積を記載してください。

(様式 4-1)

設 計 図 書

図面リスト

様式番号	図面名称	縮尺
4-2	全体配置図	任意
4-3	平面図	1／200
4-4	断面図	1／200
4-5	立面図	1／200
4-6	イメージパース	

※本様式を表紙とし、上記リストの図面を、本様式以降に添付すること。
※各図面A3版1枚（平面図は 1～2 枚）とし、用紙の左上に様式番号と図面名称を記載すること。

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査基準表

評価項目	評価の視点	評価の視点のポイント（審査の着眼点）	配点	A	B	C	D	E	評価点
				特に優れている	優れている	満たしている	劣っている	とても劣っている	
事業実施体制に関する評価	・事業の実施体制・構成員の役割の適正性 ・技術者の能力、配置の適切性 ・地域力の活用	・設計、施工、工事監理等の役割や責任分担が明確である ・技術者の配置や資格が適正である ・地元経済の貢献に繋がる具体的な提案がある	15						
事業工程計画に関する評価	・提案した工程や期間での業務の実効性 ・事業全体の工期を短縮する工夫	・設計から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実効性のある計画である ・工期を短縮する工夫がされている	10						
リスク管理計画に関する評価	・リスク回避上の工夫 ・リスク発生時のバックアップ体制 ・その他リスク管理計画上の配慮した点	・予期せぬ事態において、事業計画や事業費の変更等を起こりにくくする工夫が講じられている ・工事中、緊急時においても十分な体制が確保されている ・実施計画において独自に配慮した点がある	15						
事業計画に関する評価 計（40点）			40						
全体配置計画に関する評価	・施設等の配置の適切性 ・動線計画の適切性 ・周辺地域との調和に配慮した点	・敷地特徴・特性を効果的に活かした施設配置、敷地利用となっている ・利用者動線や車両動線など安全確保が図られた計画となっている ・周辺の住宅や景観に配慮した計画となっている	15						
施設等のデザインに関する評価	・デザインコンセプトの適切性 ・空間デザインの適切性	・地域のランドマークとなる『「高座」のころ。』等を意識した外観となっている ・臨場感や躍動感の感じられる、明るく開放的な施設空間デザインとなっている	10						
利用者視点に立った諸室配置に関する評価	・室内動線計画の適切性 ・混雑時の緩和に配慮した点 ・収容人数に応じた諸室配置計画の適切性	・各諸室の動線が適切に計画されている ・大会・イベント時の人の滞留スペースなど混雑を緩和するための工夫がされている ・更衣室やトイレなどの規模や機能等が適正に配置、確保されている	15						
フラットパークの魅力に関する評価	・ステージエリアや観覧エリアの関連設備に配慮した点	・ステージエリアや観覧エリアの設備や大型ビジョンの取付け器具などについて、魅力ある提案がされている。	10						
防犯性・安全性に関する評価	・防犯対策の適切性 ・安全対策の適切性	・施設利用者の安全確認や防犯上の対策が十分である ・災害時に避難所としての利用を想定した対策が十分である	10						
経済性への配慮に関する評価	・施設、設備の維持管理に配慮した点 ・内装、外装の維持管理に配慮した点 ・什器備品の維持管理に配慮した点	・施設、設備等は耐久性に優れ、清掃、補修、点検等の日常的な維持管理が容易である ・内外装の仕上げ材は耐久性に優れ、清掃、補修、点検等の日常的な維持管理が容易である ・維持管理コストが安く、維持管理頻度や程度を軽減する備品等が提案がされている	15						
環境への配慮に関する評価	・周辺環境を活用した計画の適切性 ・省エネルギー対応に配慮した点	・施設内に自然光、風を取り込むなど、周辺環境を活用した計画となっている ・省エネ・創エネ対応の設備や自然エネルギーなど、環境負荷の低減に配慮している	10						
ユニバーサルデザインに関する評価	・バリアフリー計画の適切性 ・移動の案内性に配慮した点 ・その他	・障がい者を含む子どもから高齢者など、全ての人が安全で使いやすい配慮をしている ・施設内外の動線、トイレや目的諸室への移動のわかりやすさなど、案内性に配慮している ・施設計画において独自に配慮した点がある	10 5						
施設計画に関する評価 計（100点）			100						
プレゼンテーションに関する評価	・事業の理解度 ・業務への取組意欲 ・提案の説明能力 ・対応能力	・事業の内容を理解した企画提案となっている ・事業に積極的に取組む姿勢や責任感が見受けられる ・提案内容は明確に説明されている ・質問に対する応対が明快である	20						
プレゼンテーションに関する評価 計（20点）			20						
類似施設、同種施設等の実績に関する評価	・設計の実績 ・施工の実績	120席以上又は600㎡以上複数10点、120席以上又は600㎡以上8点 120席以上又は600㎡以上複数10点、120席以上又は600㎡以上8点	20						
類似施設、同種施設等の実績に関する評価 計（20点）			20						
提案価格に関する評価	・価格提案書の記載額による評価	・価格審査点＝（最も低い提案額／当該提案額）×20点							
提案価格に関する評価 計（20点）			20						
評価点合計（200点）			200						

(仮称) 寒川町フラットパーク整備事業
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

要求水準書

令和2年4月

寒川町

（仮称）寒川町フラットパーク整備事業
設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書

第１ 総則

１．本資料の位置づけ

（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括公募型プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本事業において、本町が受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、この要求水準書は、（仮称）寒川町フラットパーク整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項（以下「募集要項」という。）その他本町が本事業に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

２．本事業の基本コンセプト

2024年のパリオリンピックに向けて、さらに注目の集まるBMXフラットランドの躍動感や解放感をキーコンセプトとし、健康寿命の延伸や、幅広い年齢層の方々が気軽に交流できる魅力ある施設を目指す。

３．施設整備の基本方針

- ◆若者や家族連れが集い楽しめる空間づくりを目指す。
- ◆すべての人に優しいバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。

４．受注者の業務概要

（１）設計業務

- ① 施設の設計
- ② 地質調査、用地測量、その他施設の整備に必要な各種調査
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務

（２）工事監理業務

- ① 工事の施工監理
- ② 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務

（３）建設工事

- ① 施設の建築工事、インフラ整備工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、備品調達・設置業務
- ② 近隣対策・対応
- ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認検査等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ④ その他関連業務（上記に関連する業務、オープニングイベント等への協力（音響、照明、運営に向けての稼働確認等を想定）など、これらを実施する上で必要な関連業務。）

第2 計画に関する条件

1. 法的規制及び事業予定地条件

項 目		内 容	参 照
建設場所		寒川町宮山 144-1	
敷地面積		1,604 m ²	【添付資料】 位置図 案内図 敷地図
地域・地区		用途地域：第一種住居地域 防火地域・準防火地域：準防火地域 高度地区：第1種高度地区（12m）	
建ぺい率		60%	
容積率		200%	
道路接道要件		4m以上	
道路	西側	町道岡田宮山 18 号線	
	北側	町道宮山 4 号線	
	東側	町道宮山 1 号線	
その他		・埋蔵文化財地区対象外 ・当該地地質調査結果なし（近隣地はあり）	

※ 本事業における整備対象施設の現況及びその周辺インフラ整備状況に関しては、事前調査の上、事業者提案のレイアウトに合わせ検討すること。

2. 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法、住宅の品質確保の促進等に関する法律のほか、関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む。）を遵守するとともに、要綱・各種基準（最新版）については適宜参考にすること。

第3 整備対象施設の要求水準等

1. 施設の概要

- （1）延べ床面積 720 m²以上
- （2）構造種別 平屋建て（建物の構造は事業者の提案による）
- （3）外構 駐輪場、エントランス、構内通路等

2. 要求水準書等の変更

本町は工期中に次の事由により要求水準書等の見直し、その変更を行うことがある。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (2) 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき。
- (3) 本町の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- (4) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

要求水準書等の見直しに当たっては、本町は事前に受注者に連絡する。見直しに伴って要求水準書等が変更されるときは、これに必要な契約変更を行うこと。

第4 設計業務に係る要求水準等

1. 設計業務要求水準

(1) 設計業務総則

設計者は、要求水準書、提案書類、契約書に基づいて、本町と十分に協議を行い、設計者の責任において設計業務を遂行するものとする。

なお、設計業務と並行して、本町による管理運営計画の検討を予定していることから、可能な範囲で管理運営計画との整合や設計内容の調整を行うなど、本町と密接な連携を行い、より使いやすい施設づくりをめざすこと。

① 設計体制と管理技術者の設置・進捗管理

設計者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に以下の書類をもって本町に通知すること。また、設計業務の進捗管理については、設計者の責任において実施すること。

ア 設計業務着手届

イ 管理技術者届（設計経歴書を添付のこと）

ウ 担当技術者・協力技術者届

エ 設計及び施工の工程表

- ・ 各種調査の工程
- ・ 設計の工程及び各種申請、建築確認申請等の行政関連手続の工程
- ・ 建設工事の工程
- ・ 本町への引渡し工程

② 事前調査業務

設計者は、地質調査、用地測量、その他施設の整備に必要な各種調査を設計者の責任において、必要な時期に適宜適切に行うこと。

各種調査の実施にあたっては、着手前に調査計画書を作成し本町に提出するとともに、調査終了時に調査報告書を作成の上、本町に提出する。提出時期については、実施する調査内容に応じて本町と協議すること。

③ 設計内容の説明

本町が議会や町民等（近隣住民も含む）に向けて設計内容に関する説明を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

④ 設計業務に係る留意事項

什器・備え付け以外の備品の調達も設計業務に含まれる。各備品は新品で、使用目的に沿った適切な機能を有する物品とし、用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮する。

なお、機能等を満たしたうえで、事業者の提案により、各室の用途や空間に応じた造作家具設置による対応も可とする。

⑤ 設計業務完了届の提出

設計業務が完了したときは、設計業務完了届を提出すること。

⑥ 設計に係る書類の提出

設計完了時に以下の図書を提出すること。本町は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。

また、提出図書はデジタルデータ（CAD、Word、Excel、PDF 等）も提出すること。

なお、提出時の体裁等については、別途本町が指示を行う。

ア 意匠設計図（A 3 版） 3 部

イ 構造設計図・計算書（A 3 版） 3 部

ウ 設備設計図・計算書（A 3 版） 3 部

エ 什器・備品リスト・カタログ 各 3 部

オ 什器・備品配置計画図（A 3 版） 3 部

カ パース（外観・内観・鳥瞰）（A 3 版） 3 部

キ 工事費積算内訳書・積算数量調書（A 4 版） 各 3 部

ク 建築確認申請等関係図書 一式

ケ 本町及び関連する行政機関等との打ち合わせ記録 一式

コ その他必要と認める図書 一式

⑦ 設計上の留意事項

分野	項目	概要
社会性	地域性・景観形成	・本施設は、『「高座」のころ。』を旗印として展開しているブランドデザイン等の工夫を行い、周辺の環境との調和を図るなど、地域の景観に配慮すること。
環境保全	環境負荷低減	・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 ・施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。 ・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮

		した建設資機材が選定されること。 ・施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。
	周辺環境保全	・施設建設や、建物・設備等による騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
安全性	防災	・緊急時においてもスムーズに避難できるよう、適正な動線計画とすること。 ・施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。 ・火災に対して、人命、財産における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。 ・水害に対して、人命などの安全が確保されること。 ・風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。
	防犯	・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。
機能性	利便性	・諸室等については、維持管理・運営を効率的かつ効果的に行うことができるように配置すること。 ・可動部や操作部の安全性が確保されること。
	ユニバーサルデザイン	・乳幼児や妊婦をはじめ、車いす利用者や、視覚・聴覚障害者を含め、すべての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境	・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 ・用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニングなど必要となる熱環境が確保されること。 ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 ・利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保

		されること。 ・人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。
	情報化対応	・必要な通信機能等に対応した情報処理機能が確保されること。
経済性	耐用性	・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。
	維持保全	・清掃、日常点検、保守点検（法定点検）等、維持管理が効率的かつ安全に行えること。 ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。

⑧ 本施設の設計条件

建物、外構に関する要求事項は以下のとおりである。

なお、各部屋、各コーナーの必要な機能を確保する前提とするが、多様な使い方等ができるよう、間取り等を工夫し、柔軟で開放的な施設となるよう工夫を行うこと。

延床面積は、上限額の範囲内で 720 m²以上となるよう設計すること。

ア 建物

室 名	要 求 事 項
ステージエリア	土間コンクリート仕上げ サイズ：縦 15,000mm×横 15,000mm 以上 強度の向上やひび割れ対策を行うこと。
ウォーミングアップエリア	土間コンクリート仕上げ サイズ：7,000mm×7,000mm 以上 強度の向上やひび割れ対策を行うこと。 ※幅 6,000mm×高さ 2,500mm の大型の鏡を壁面に設ける
観覧席エリア	土間コンクリート仕上げ サイズ：15,000mm×5,000mm 以上 強度の向上やひび割れ対策を行うこと。
ラウンジ	ステージエリアを観覧できるエリアに計画する。
トイレ	トイレ数は男女別に適切な数とし、混雑を可能な限り緩和できる計画とする。

	女子トイレは、ウォークスルー方式の採用や、洗面台とパウダースペースを隣接配置するなど、混雑解消や動線に留意する。 また、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則に基づく「みんなのトイレ」を1つ設ける。
更衣室	男女別に設置し、当該利用者以外の者が出入りしないよう配慮する。
事務室	管理運営に伴う総合的な事務スペースとする。利用者の受付や来場者のチェックなど、施設の管理に配慮した配置計画とする。 受付カウンターやスタッフ3名程度の執務スペース、物品や書類等を収納する倉庫を設ける。 受付カウンターは、チケット購入や各種手続きに対応した配置とする。
控室	清掃員、イベントスタッフ、急病人や気分が悪くなった人などが利用できる多機能控室
カフェコーナー	軽食や飲み物提供を想定した簡易な厨房設備を設ける。
自販機コーナー	飲料水の自動販売機を2台設置できるコーナーを設ける

イ 外構

フラットパークの外構施設として、利用者用屋根付駐輪場20台分、構内通路、自販機コーナー、植栽、エントランスを整備すること。

ウ インフラストラクチャー

上下水道、電気、ガスのインフラを整備すること。

⑨ 土地利用・動線計画

ア 敷地に対し、機能的な動線計画となるよう建物を配置するとともに、外部空間との連続性を重視し、光と風を建物内に取り込むなど自然を感じられる配置とすること。

イ 徒歩や自転車による来場者のアクセスに配慮した配置・動線計画とすること。

ウ 周辺の景観や騒音及び交通への影響に配慮してゾーニングするものとし、植栽や施設の配置を計画すること。

⑩ 建築計画

ア 平面・動線計画

- ・ステージエリア、ウォーミングアップエリア、観覧エリアや諸室等の特性を把握し、機能性、安全性、利便性に配慮した平面計画とすること。
- ・建物内の動線はすべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮すること。
- ・緊急時の避難等がスムーズに行えるよう、十分に配慮すること。

イ 外観・立面計画

- ・公共施設として良好な景観形成を図るだけでなく、『「高座」のころ。』を旗印として展開しているブランドデザイン等の工夫やBMXフラットランドの躍動感や

解放感を意識し、ボリュームデザイン、色彩・素材の変化、開口部の大きさや位置などの工夫を行い、地域のランドマークとしてふさわしいデザインとすること。

- ・最大 300 インチ程度の大型ビジョン取付けを想定し、高さは梁下 5 m 以上とし、専用器具の設置などに配慮した計画とすること。

ウ 外装計画

- ・日射対策など室内環境に配慮した計画とすること。
- ・外装材は、気候の影響や経年劣化などを考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる材料とすること。

エ 内装計画

- ・内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい材料とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気、イメージづくりに努めること。
- ・仕上材は、各機能、施設の用途、特性や使用頻度等に応じた材料とし、美観や維持管理面に配慮した適切な材料を選定すること。
- ・人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、傷みが気にならないような材料選定、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行うこと。
- ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを避け、環境面や改修時への対応にも配慮すること。
- ・大空間における天井材の落下防止など、十分な安全対策を行うこと。

オ サイン計画

- ・外部からの主要動線からも視認できる位置に、施設名称のサインを設けること。
- ・各室の入口等に室名サインを設置する。必要に応じて「使用中」の表示や「関係者以外立入禁止」等を明示すること。
- ・室名サインについては、増設や取替えができるよう配慮すること。
- ・トイレや更衣室のサインは、誰が見ても分かるようにユニバーサルデザインやピクトグラム及び色分けなどの工夫を行うこと。

カ 環境配慮計画

- ・廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事においてもリサイクル資材の活用に配慮すること。
- ・設備機器については、省エネルギー機器を積極的に導入し、光熱水費の節減に貢献するシステムとすること。
- ・建物から日光の反射による周辺への影響に配慮すること。
- ・設備機器や車両から発生する騒音、振動、排ガスなどによる周辺への影響を低減する計画とすること。
- ・雨水は計画区域内の処理を原則とし、雨水流出の軽減に配慮すること。

キ 防災安全計画

- ・地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保すること。
- ・施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。
- ・利用者を安全に避難誘導できる計画とすること。
- ・不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理に配慮した計画とすること。
- ・緊急車両の寄り付きが可能な動線計画とすること。
- ・建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散、落下による危険防止に配慮した計画とすること。
- ・災害時に避難所として利用できるよう、必要なネットワーク、電話線、電源等を備え、物資集積拠点スペースとしてもスムーズな展開が図れる施設計画とすること。

ク ユニバーサルデザイン

- ・各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子利用者などにも配慮し玄関エントランスには自動ドアを設けること。
- ・ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行うこと。

ケ ライフサイクルコストの低減

- ・建設のイニシャルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、トータルでライフサイクルコストの低減を図れる計画とすること。
- ・耐久性や信頼性の高い材料や設備を採用するなど、施設の長寿命化を図れる計画とすること。
- ・漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じにくい施設とし、修理が容易に行えるよう配慮すること。
- ・設備更新の搬入経路の確保を行うなど建築及び設備の更新、修繕が容易に行えるよう配慮すること。
- ・再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用などにより、維持管理費の節減を考慮すること。
- ・利用者が利用するスペースにある器具類等は、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とすること。
- ・将来の情報通信技術等への対応に配慮すること。

⑪ 構造計画

ア 耐震性能

- ・「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づく耐震安全性を満たすこと。

- ・構造体は、計画に応じて保有水平耐力に基づく計算など、関係法令や所定の評価機関による十分な耐震性を確保すること。

イ 構造計画

- ・建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な構造・架構形式とすること。
- ・基礎構造は、敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下、液状化等の影響がないよう配慮すること。
- ・各エリアの特性に基づく荷重条件に対して、十分な耐用性を備えた構造とすること。

ウ 耐久性能

- ・十分な耐久性能を確保すること。

エ 騒音・振動対策

- ・周辺に対して騒音や振動の影響を与えないよう、構造的に十分に配慮すること。

⑫ 設備計画

基本事項	・本施設は、建設工事中も含めて、最新の設備機器を導入する等、周辺への騒音や振動等による影響を最大限抑制する。 ・技術の革新に対応する交換の容易な設備を設置する。 ・設備仕様は、提案時点の最新のものとする。 ・電気、水道、ガス等の使用量を計量できる設備を設置する。 ・施設のもつべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した計画とする。 ・設備方式の選定は、環境保全・安全性・操作性・機能性・経済性・保全性・耐用性及びバリアフリーについて、総合的に判断し、選定すること。 ・設備スペースの大きさについては、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意する。 ・建物内の配線・配管については、将来のメンテナンス、取替えを考慮し、適切な経路・空間を計画する。また、配管については系統別に色分け表示を行うなど、維持管理や更新性、メンテナンス性に配慮した計画とする。 ・省エネルギー、資源節約に配慮し、ランニングコストの低減及び環境保全に努める。 ・カフェコーナーや自動販売機コーナーなど他の主体
------	---

		が運用する可能性のあるエリアには、電気や水道の子メーターを設置する。 ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行う。
電 気 設 備	照明・電灯コンセント設備	・管理区分に配慮した照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。 ・ステージエリアの照明は、別途発注によりLED照明の取付けを予定しているので、本町と調整のうえ取付可能な配線工事までを行う。 ・非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。 ・可能な限りLED照明を全面的に採用する。 ・照明については、自然光との調和及び空間演出を行い、必要に応じて照度、色温度が変更できるようにする。 ・照明器具等は汎用品を使用し、取替がしやすいよう工夫する。高所にある器具については、容易に保守管理ができるよう配慮する。 ・各室の設計照度は、JIS等の基準に準拠して決定する。 ・外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。 ・各室の利便性に応じた回路構成とし、照明設備の点灯点滅方式は維持管理・運営業務に配慮したものとする。 ・各室のコンセント数は、建築設備設計基準に準拠して決定する。なお、電源回路や容量に余裕を持たせ、多様な使い方ははじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置にも十分配慮したものとする。 ・床埋め込みのコンセントを設置する場合は、つまずき防止のためフラットなものを使用する。
	情報通信設備など	電話設備
		テレビ受信設備
		情報通信設備
		・事務室に外線電話を設置する。 ・携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う。 ・地デジ・BS・CS受信可能なもの以上とする。 ・施設利用者にWi-Fi・インターネット環境を開放するため、無線LANアクセスポイントを設ける。 ・建物内で利用できない場所が存在しないよう（トイレ

			は除く)適切な数量及び場所に設けること。 ・最新の暗号化機能等に対応する等情報セキュリティを確保し、多くの利用者が同時に接続でき十分な通信帯域を確保できること。 ・将来の機器更新等に備え、配線へのアプローチや設備切り替え等が容易に行えるものとする。 ・事務室については、有線 LAN を設置する。 ・事務室の通信と施設利用者の通信とを適切に分離すること。 ・これらの仕様に必要となる機器を整備すること。
		インターホン設備	・多目的トイレ等に非常呼出設備を設け、事務室に通報する。
		火災報知器	・関連法令に基づき、受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行う。
	電気時計設備		親時計を事務室に設け、ステージエリア、ウォーミングアップエリア、ラウンジから確認できる場所に3か所子時計を設置し、配管配線工事を行う。
	放送設備		・関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し、配管配線工事を行う。また、BGM 放送についても考慮する。
	動力設備		・給油設備、空調機、ポンプ類等への配管配線工事及び幹線工事を行う。
機械設備	空調設備		・各室の用途に応じ、最適な空調システムを提案する。 ・ステージエリア、観覧エリア、ウォーミングアップエリアなど大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムとする。 ・気流による不快感に配慮した吹出し口配置とし、空調運転時の静かさにも配慮する。 ・室内の使用状況を想定し、パターン運転や個別に冷暖切替・温度調整ができる空調システムとする。 ・インバーター制御による高周波ノイズによって音響設備等に影響が出ないように、空調設備の十分な対策を行う。
	換気設備		・各室には 24 時間換気対応の換気設備を設置する。なお、方式については事業者の提案による。
	熱源設備		・冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源のシステムについては、エネルギー・燃料の種別を含め、最適なシステムを

		導入する。
給排水衛生設備	給水設備	・給水系統に応じて、適切な設備、配管材料とする。 ・水道本管からの給水引込は、水道事業所等と協議すること。
	排水設備	・排水系統に応じて、適切な設備、配管材料とする。 ・接続については、下水道課等と協議すること。
	衛生器具設備	・便器は洋式とし、温水洗浄便座を装備する。また、高齢者、障がい者、幼児にも使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具・水栓を使用する。 ・小便器は自動水洗方式とする。 ・洗面所・手洗い等の水栓は自動水栓とする。 ・トイレの洗面所にはエアタオルを適宜備える。 ・トイレには擬音装置を設置する。 ・トイレの洗面台・小便器には、傘掛け等を設置する。 ・みんなのトイレは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則に定める構造とする。
	給湯設備	・給湯の必要なトイレ、厨房設備に、事業者の提案による方式、配管材料により給湯設備を設置する。
その他設備	消火設備	・消防法や同施行令及び同規則等の規定に準拠し、消火設備を設置する。
	厨房設備	・軽食や飲み物提供を想定したカフェコーナーに簡易な厨房設備を設ける。 ・厨房設備は、提案内容に応じて適宜調整を行い、施設内への臭気の拡散防止などに配慮する。
	自動体外式除細動器(AED)	・AEDが1台入るケースを設置する。また、施設の雰囲気や配慮した誘導サインにより設置場所の案内、明示を行う。なお、AED本体はリースとし、本町が契約する。

(2) 各種申請等業務

① 申請等業務

設計者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。

② その他

本町が予定している地方債申請用の設計図書及び積算書の作成支援（申請対象部分と対象外部分の区分け等）を行うこと。

2 工事監理業務要求水準

(1) 工事監理計画書の提出

工事監理者は建設工事着工前に工事監理方針書、総合定例打合せ及び各種検査予定等を明記した詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本町に提出して、承諾を得ること。

- ① 工事監理体制 1部
- ② 工事監理者選任届（経歴書を添付） 1部
- ③ 工事監理業務着手届 1部

(2) 工事監理業務

工事監理者は、下記の記録を作成し、毎月本町に提出し報告するとともに、本町の要請があったときには随時報告を行うこと。

① 月間業務実施表

工事の実行工程表を踏まえ、月間の業務計画を立てること。

その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、必要事項を記載する。

② 報告書

施工者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、請負者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。

③ 打合せ記録簿

本町職員及び施工者等との打合せ結果について、打合せ記録簿に必要事項を記載する。

④ 月報

主要な月間業務実施内容について、業務ごとに簡潔に記載する。

⑤ 日報

日々の業務内容について、簡潔に記載する。

3 建設工事要求水準

(1) 総則

① 対象範囲

施工者は、設計図書、契約書、要求水準書、企画提案時の提案書類に基づいて、本施設の建設を行う。

② 引渡し

本施設全体の引渡し日は募集要項記載のとおり。

なお、施工者が、不可抗力又は施工者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本町と施工者が協議して決定するものとする。

③ 基本的な考え方

ア 契約書に定められた各業務は、本町が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。

イ 事業の前提となる近隣住民への説明及び調整・同意の取り付けは本町が実施する。

ウ 建設業務に当たって必要な関係諸官庁との協議において施工者に起因する遅延については、施工者の責任とする。

④ 業務遂行上の留意点

ア 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準、町契約規則、町契約約款等を参照して適切な建設工事計画を策定すること。

イ 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。

ウ 近隣住民への対応について、施工者は本町に対して、事前及び事後にその内容と結果を報告すること。

エ 近隣住民へ建設工事の内容を周知徹底して理解を得るとともに、作業時間の了承を得ること。

オ 建設工事に伴う影響（特に車両の交通障害・騒音・振動）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

カ 建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準や管理マニュアル等に基づき、適正な処理に努めること。

キ 施設のコンセプトや諸室の機能を踏まえ、機能性やデザイン、素材、色合いに配慮したうえで備品を調達し、設置を行う。

備品の設置においては、工事期間中に搬入・設置を行うものは、工事と調整を適切に行うとともに、効率的な搬入を行い、建物等の保護に努めること。

ク ステージエリアの関連設備については、別途発注の業者による工事を予定しているので、当該工事と調整を適切に行うとともに、建物等の保護に努めること。

(2) 本施設の建設工事

① 建設工事着工前

ア 各種申請業務

建設工事の着手、完了及び供用開始など建設工事に必要な一切の申請及び届出を事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを本町に提出すること。

イ 近隣調査・準備調査等

着工に先立ち、近隣住民との調整及び周辺家屋影響調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保すること。また、問題があれば適切な対策を講じること。

ウ 維持管理に係る資料の作成

施設の管理に係る資料として、設計完了後に施設の維持管理にかかる費用の予定額等を提出する。

エ 施工計画書等の提出

詳細工程表を含む施工計画書等を作成し、必要書類を本町に提出して、承諾を得ること。なお、承諾願は、施工者が工事監理者に提出して、その承諾を受けたものを工事監理者が本町に提出・報告するものとする。また、工事施工中の提出書類についても同様に遅延なく提出すること。

オ 工事現場のイメージアップ

近隣に配慮し工事現場のイメージアップを図る。着工までの間に工事内容の周知・紹介のための看板を適宜設置すること。

② 建設工事期間中

ア 建設工事

各種関連法令及び建設工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って建設・工事管理を実施すること。施工者は工事現場に工事記録を常に整備すること。建設の実施においては、本町及び近隣住民に対し、以下の事項に留意すること。

- (ア) 施工者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本町に定期的に報告するほか、本町から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (イ) 施工者は、本町と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本町に連絡すること。
- (ウ) 本町は、施工者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (エ) 当該関係者及び近隣住民への安全に留意して現場管理を行い、施工にともなう災害及び事故の防止に万全を期すこと。
- (オ) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに本町に報告すること。
- (カ) 建設工事を円滑に推進できるように、近隣住民に対して、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (キ) 工事の進捗状況を広く町民等に知らせるため、インターネット上のホームページ等への掲載用として、定期的な工事状況の定点写真撮影を行う。
- (ク) 検査中の状況写真に加えて、修補指示を受けた事項について、その内容を記録した書面と、是正前、是正中及び是正後の写真を添付する。

イ その他

建設工事中に第三者に及ぼした損害については、施工者が責任を負うものとするが、本町が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

③ 建設工事完成後

ア 自主完成検査及び完成検査

自主完成検査及び完成検査は、以下の規定に則して実施する。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

(ア) 施工者による自主完成検査

- a 施工者は、施工者の責任及び費用において、自主完成検査を実施すること。
- b 自主完成検査の実施については、実施日の7日前に本町に書面で通知すること。
- c 施工者による自主完成検査結果は、工事監理者の承認を得ること。
- d 施工者は、本町に対して自主完成検査結果を報告すること。

(イ) 本町の完成検査

本町は、施工者による上記の自主完成検査終了後、以下の方法により完成検査を実施する。

- a 本町は、施工者、工事監理者及び設計者の立会いの下で、完成検査を実施する。
- b 完成検査は、本町が確認した設計図書との照合により実施する。
- c 施工者は、設備機器の取扱説明書を本町に提出し、その説明を行うこと。
- d 施工者は、本町の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- e 施工者は、本町による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本町から完成検査完了の通知を受け引渡しするものとする。

(ウ) 完成図書の提出

施工者は、本町による完成検査完了の通知に必要な以下の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設に確保すること。なお、提出時の体裁等については、別途本町の指示するところによる。

- a 工事記録写真 1部
- b 完成図（建築） 一式（製本図1部、原図及びCD）
- c 完成図（電気設備） 一式（製本図1部、原図及びCD）
- d 完成図（機械設備） 一式（製本図1部、原図及びCD）
- e 完成図（什器・備品配置表） 一式（製本図1部、原図及びCD）
- f 施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な資料 一式
- g その他必要書類 一式
- h 上記のすべてのデジタルデータ 一式
- i 各種申請等書類 一式
- j 完成写真 1部

完成写真の撮影を第三者が行う場合は、完成写真を町及び町が認めた公的機関等の広報に、著作権者名を表示せずは無償で使用的ことができるようにする。

また、施工者は、あらかじめ町の承諾を得た場合を除き、完成写真を公表することや、完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

イ その他関連業務

本町及び指定管理者が行うオープニングイベント等への協力（音響、照明、運営に向けての稼働確認等を想定）など、これらを実施する上で必要な関連業務に対して、協力を行うこと。

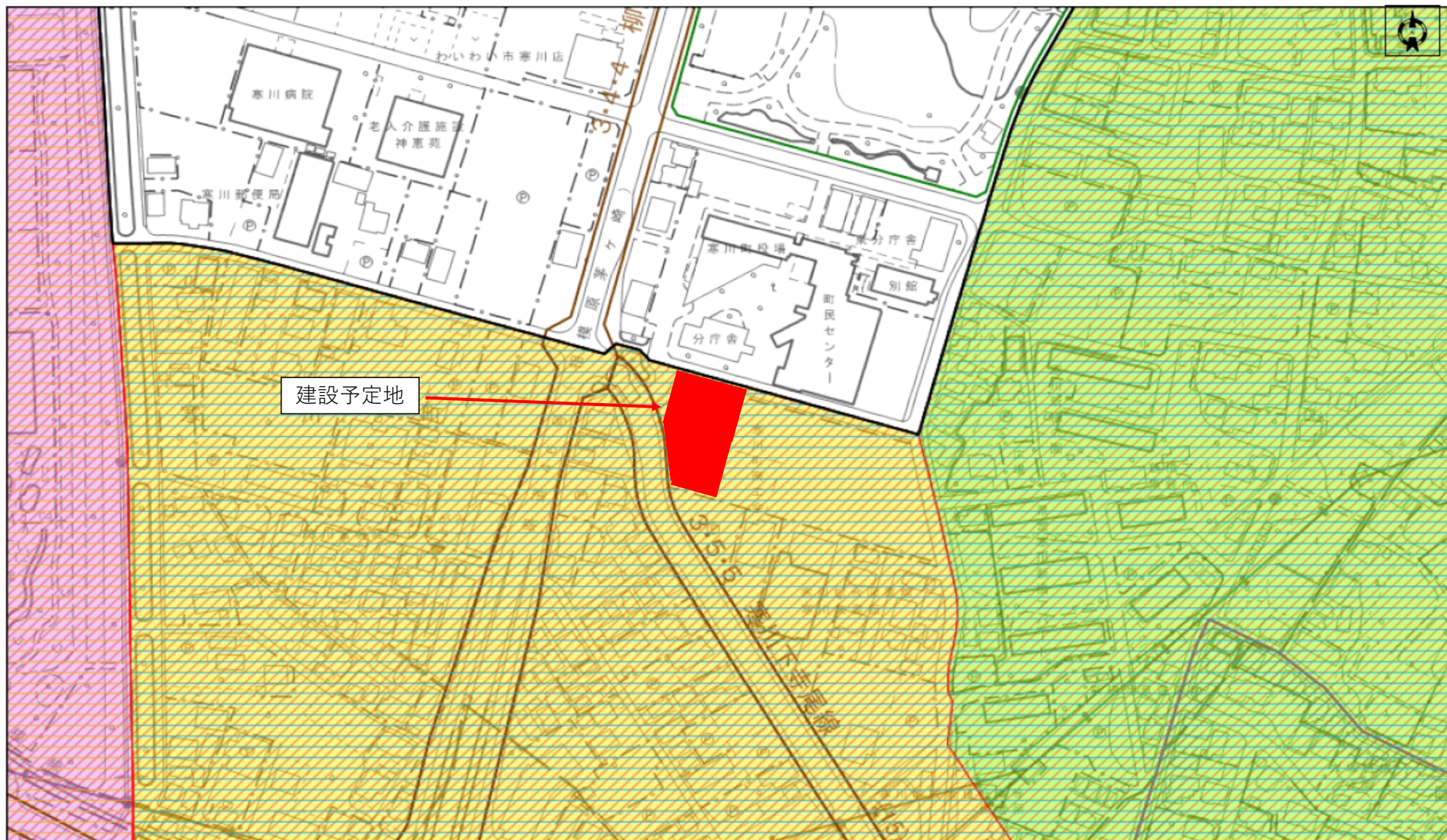
位置図



建設予定地

0 1km

案 内 図



0 100m

